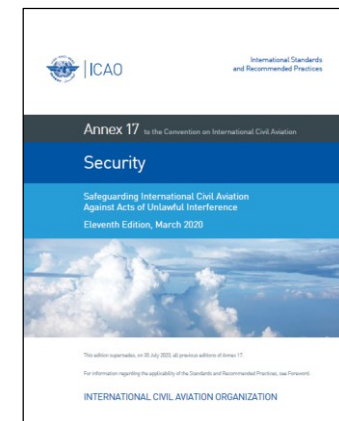


航空保安に関する国際標準の改正について

令和4年6月17日
国土交通省 航空局

スケジュール

- ✓ 国際民間航空条約第17附属書第18次改正が、ICAO理事会において2022年2月28日に採択された。
- ✓ 本改正については、過半数の締約国が不承認を理事会に届出た場合を除き、同年7月18日に発効し、同年11月18日より適用される。



改正概要

- ✓ 今般の改正には、国際標準及び勧告方式に関する改正が含まれる。
- ✓ 国際標準の改正概要について、以下に示す(表現の適正化等の軽微な改正事項を除く。)

- ① 外国航空会社に制定を求める「航空機運航者保安プログラム」*に関する改正 * 我が国では「航空運送事業者保安計画」と称する。
現行の標準が、航空会社の運航者国の義務なのか、又は乗り入れ国の義務なのか曖昧であるため、これを明確にするもの。

Annex17(現行)

3.3.1 各締約国は、当該国を出発する業務を提供する商業航空運送運航者が、当該国の国家民間航空保安プログラムの要件を満たす文書による航空機運航者保安プログラムを策定、実施及び維持することを確保しなければならない。

(新設)

Annex17(第18次改正)

3.3.1 各締約国は、運航者国として、その商業航空運送運航者が、当該運航者国の国家民間航空保安プログラムの要件を満たす文書による航空機運航者保安プログラムを策定、実施及び維持することを確保しなければならない。

3.3.2 各締約国は、当該国を発着する業務を提供する外国の商業航空運送運航者が、当該国の国家民間航空保安プログラムの要件を満たす文書による補足的な現場手順を策定、実施及び維持することを求めなければならない。

② 持主不明の手荷物及び不審物の取扱手順の策定に関する改正

ランドサイドとエアサイドの航空保安の強化のため、持主不明の手荷物のほか、不審物の取扱手順の策定を求めるとし、国際標準とするもの。

Annex17(現行)

4.5.6 **勸告**- 各締約国は、関係する国家機関が実施する保安リスク評価に従って、持主不明の手荷物を取り扱うための手順を策定すべきである。

Annex17(第18次改正)

4.1.3 各締約国は、関係する国家機関が実施する保安リスク評価に従って、持主不明の手荷物及び不審物を取り扱うための手順が策定されることを確保しなければならない。

③ 預入手荷物の保安検査に爆発性物質を検知できる手法の採用を求める改正

預入手荷物の保安検査の強化を目指し、爆発性物質や爆発装置を検知できる適切な保安検査手法の確保を求めるもの。

Annex17(現行)

(新設)

Annex17(第18次改正)

4.5.2 各締約国は、受託手荷物に含まれる爆発物及び爆発装置の存在を検知する能力がある適切な保安検査手法の利用を確保しなければならない。本章4.5の文脈における保安検査の適切な基準は、適切な当局により定義されなければならない。

我が国の対応方針

- ・改正後の国際標準に準拠することとし、相違通告は行わない。
- ・法令の改正は不要であるものの、関連通達の一部について、改正が必要となる見込み。